

その1

## 営業の方法

営業所の名称

営業所の所在地

風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業

営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
	午後 ただし、 午前 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	① する ② しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	① する ② しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	① する ② しない ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容